○農林水産省告示第千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高町字八谷六一一の一、六一四、六一五、六一六の一、六一六の三、六二四の一、六二四の三、六二五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高町字要害七九六の一から七九六の八まで、七九七の一から七九七の七まで、七九七の九から七九七の一三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市吉田町長屋字大深田一〇五、一〇六の一、一一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大深田一〇五・一〇六の一・一一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高町字前要害五四六の一、五四九、五六二の一、五六四の一、五六四の二、五六五の二から五六五の四まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市総領町稲草字休ケ峠一七五の二、一七七、一七九、一八〇、一八一の一、一八二から一八四まで、一八五の一、一八五の三から一八五の六まで、一八五の一〇から一八五の一二まで、一八五の一六、一八九、一九〇の三、一九一の一、一九一の三から一九一の五まで、一九二の一、一九二の一四、一九三の二から一九三の四まで、字仁賀木二〇一の二、二〇二、二〇三の二、二〇三の四から二〇三の六まで、二〇四の四、二〇五の一、二〇五の二、二〇五の四、二〇五の五、二一二、二一三の一、二一三の二、二一四、二一五、甲二一六の一、乙二一六、甲二一六の二、字山桝二一七の三、甲二一七の四、二一八の二、二一八の三、二二一の一、二二二の二、二二二の六、二二三の一、二二三の二、二二九の一、二三〇の二、二三〇から二三六まで、二三七の一、二三八から二四一まで、二四二の一、二四二の二、二四二の四から二四二の一六まで、二四三の一から二四三の四まで、二四四、二四九の一、二四九の二、二五一の二、字田町二五三の二、字笠屋奥一一七九の一、一一八〇、一一八一、一一八五から一一九一まで、一一九八の一、一一九八の二、一一九九、一二〇二から一二〇四まで、一二〇五の一、一二〇五の二、甲一二〇六の一、一二〇六の二、甲一二〇六の三、乙一二〇六、一二〇九の一、一二〇九の二、一二一〇、字宮脇一二一八、甲一二二〇の一、乙一二二〇の二、乙一二五三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字伏谷字高尾七四四の三、字班石甲二三二三の一、二三二四、字臺ケ原二三七三、二三七七の一、二三七四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高尾七四四の三・字班石甲二三二三の一・二三二四・字臺ケ原二三七三・二三七七の一・二三七四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正